

「関東地方整備局における公共工事の品質確保のより一層の促進に向けての取組（実験計画）」について

国土交通省関東地方整備局企画部

建設専門官 窪田 達也



はじめに

公共工事は、調達時点で品質を確認できる一般的な物品の購入とは基本的に異なり、施工者の技術力等により調達する土木構造物等の品質が左右されます。そのため発注者は、個々の工事の内容に応じて適切な技術力をもつ企業を競争参加者として選定するとともに、技術力と価格を総合的に評価した落札者の決定方法や適切な監督・検査等の実施により、その品質を確保する必要があります。

また、現下のわが国の厳しい財政状況を背景に、公共投資の削減が続けられてきたことや、競争性・透明性を確保することから一般競争入札方式の拡大などにより、不良・不適格業者の参入によるいわゆるダンピング（原価を無視した過度な安値）受注（低入札工事）の発生や不良・粗雑工事の発生など、公共工事の品質確保に関する懸念が高まってきました。

このような背景を踏まえ、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号以下「品確法」という）が平成17年4月1日より施行されました。

関東地方整備局では、「品確法」に基づき、「価格競争」から、「価格と品質が総合的に優れた調達」への転換（総合評価落札方式）を積極的に推

進してきました。

しかるに最近、国土交通省発注工事においても低入札工事が急増し、公共工事の品質確保に支障を及ぼしかねないだけでなく、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等に繋がるものであり、国民の安心・安全の確保や建設業の健全な発展を阻害するものと懸念しています。

これらの状況を踏まえ、本年4月14日および19日に、国土交通省官房長等から「いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の対策について」および「平成18年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」が各地方整備局長宛に通知されました。

上記通達は、公共工事の入札・契約等を取り巻く最近の諸課題（特に低入札工事）に対し発注者として取り組むべき一定の方針を示したものでありますが、関東地方整備局として、さらなる追加的に取り組むべき、「関東地方整備局における公共工事の品質確保のより一層の促進に向けての取組（実験計画、以下「実験計画」という）」についてをとりまとめ、平成18年6月21日に公表しましたので、その概要を紹介します。

なお、詳細は関東地方整備局 HP からダウンロードしていただければ幸いです。

(http://www.ktr.mlit.go.jp/kyoku/tech/gijyutsuchousa/h18jikken/h18jikken_kanto.htm)

表—1 地域における公共工事の品質確保のより一層の促進に向けての取組（実験計画）（公表版1）

「いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の対策について（抄）」 （平成18年4月14日付官房長・総合政策局長通達）	「関東地方整備局における公共工事の品質確保のより一層の促進に向けての取組（実験計画）について」 ・詳細は記者発表資料（H18.6.21）で公表 http://www.ktr.mlit.go.jp/kyoku/tech/gijyutsuchousa/h18jikken/h18jikken_kanto.htm	
第1 適正な施工の確保の徹底 1. 低入札価格調査制度調査対象工事に係る重点調査の対象拡大及び調査結果のホームページにおける公表 ・予定価格2億円以上の低入札調査対象工事は重点調査	全ての低入札工事（2億円未満）を重点調査に拡大	
2. 下請業者への適正な支払確認等のための立入調査の強化等 ・下請業者も含め緊急立入調査及び、建業法に基づく対応等		
3. 工事コスト調査の内訳の公表	工事コスト調査結果の公表及び評価を工事成績へ反映	
4. 発注者の監督・検査等の強化（予定価格2億円以上） ・モニターカメラの設置、ビデオ撮影による出来高管理、WTO対象工事の施工プロセスを発注者常時監視	発注者の監督・検査等を強化 ・非破壊検査の拡大、モニターカメラの設置、ビデオ撮影による出来高管理	
5. 受注者側技術者の増員の対象拡大（低入札工事） ・平成15年2月10日付官房長等通達「品質の確保等を図るための著しい低価格による受注の対応について」第2の1.①について予定価格2億円以上は「70点未満の工事成績評定を通知された企業」と拡大する	受注者側技術者の増員の対象拡大（低入札工事） ・2～3名による現場体制及び現場代理人と監理技術者の兼務体制不可等	別紙—1
6. 指名停止措置の強化 ・低入札調査対象工事が粗雑工事の場合、指名停止最低3ヶ月	指名停止等措置要領運用基準改正通達（H18.5.29）	
第2 適正な競争環境の整備 1. 前工事の単価による後工事の積算 ・WTO対象（前）工事が低入札の場合は、前工事で単価合意、随契（後）工事は合意単価で積算	大規模前工事で随契（後）工事がある場合は、総価契約 ・単価合意方式を実施	
第3 ダンピング受注対策地方協議会の開催 ・本年度早期に開催し、意見交換を実施	関東地方ダンピング受注対策協議会（第2回）開催（H18.5.19）	
その他		

2 いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の対策について

（平成18年4月14日付国土交通省大臣官房長等通達）

- ・表—1の左表は、国土交通省直轄工事において主に大規模工事を中心とした、重点的な低入札対策の概要である。
- ・表—1の右表は、関東地方整備局として、本省

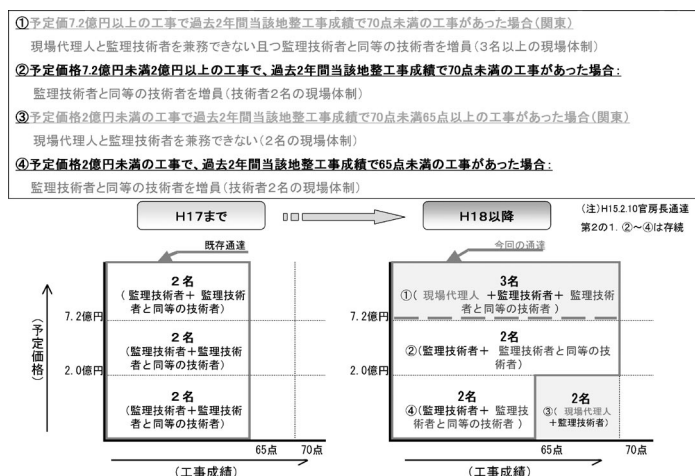
通達の範囲を拡大するなど、追加的に実施する低入札対策の概要である。「実験計画」

3 平成18年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について

（平成18年4月19日付国土交通省大臣官房長通達）

- ・表—2の左表は、国土交通省直轄工事の入札・契約手続きにおける一層の透明性および競争性の確保、公共工事の品質確保の促進等を図る観点からその実施方針の概要である。

- ・表—2の右表は、関東地方整備局として、本省通達の範囲を拡大するなど、追加的に実施する低入札対策の概要である。「実験計画」

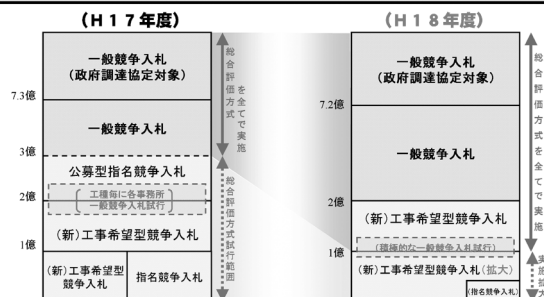


別紙—1 受注者側技術者の増員対象の拡大（H15.2.10官房長通達第2の1.①の変更）

表—2 地域における公共工事の品質確保のより一層の促進に向けての取組（実験計画）（公表版2）

「平成18年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について（抄）」 （平成18年4月19日付官房長通達）		「関東地方整備局における公共工事の品質確保のより一層の促進に向けての取組（実験計画）について」 ・詳細は記者発表資料（H18.6.21）で公表 http://www.ktr.mlit.go.jp/kyoku/tech/gijyutsuchousa/h18jikken/h18jikken_kanto.htm	
1. 円滑な事業執行のための入札契約及び契約事務の適正な実施 ・地元建設業者・専門建設業者等の中小建設業者等の活用及び発注時期の平準化			
2. 入札及び契約手続における一層の透明性及び競争性の確保 (1) 一般競争入札方式の拡大等 ・予定価格2億円以上は、一般競争入札 ・予定価格2億円未満は、原則工事希望型競争入札方式 通常指名競争方式は原則廃止		予定価格2億円未満も、一般競争入札を積極的に試行 鋼橋・PCについては、原則一般競争入札で実施（継続）	別紙—2
(2) WTO 工事における一般競争入札方式の競争参加資格とする 経営事項評価点数 ・競争参加資格の経営事項評価点数の引下げを適切実施			
(3) 特定建設工事共同企業体の運用改善 ・単体有資格業者等の参加を認める運用		特定建設工事共同企業体の運用改正通達（H18.5.29）	
3. 公共工事等の品質確保の促進 (1) 総合評価方式の拡充 ・全工事発注件数の5割（金額の8割）相当以上で実施		予定価格1億円以上の工事は、全て総合評価方式試行 （より簡易な簡易型）総合評価方式を試行	
(2) 総合評価方式における技術評価点の加算点の適切設定 （一層の工品質の確保）	加算点	総合評価方式の加算点を拡大 ・簡易型総合評価方式では、加算点20点を基本（範囲10～30） ・標準型総合評価方式では、加算点30点を基本（範囲20～40）	
	評価項目の追加・削除	総合評価方式の評価項目を追加等 ・地域貢献度等判定基準変更，技術開発等評価項目選択変更，CPD 等評価項目追加等	
		総合評価方式の評価項目を追加（当該低入札工事適用） 試行期間：平成18年度，対象契約方式：一般競争入札方式 対象工種：一般土木，鋼橋上部工，PC の3工種 対象工事：低入札工事内訳書の純工事費が官積比率90％以下 ・低入札工事の場合，施工体制を提出・ヒアリングし技術提案（施工計画）の確実・妥当性を確認，その結果により低入札応札業者の加算点を低減し，評価値を再計算し落札者を決定	別紙—3
		総合評価方式の評価項目を追加（当該低入札工事で降適用） ・低入札工事施工中に再度低入札した場合加算点を重加算減点	別紙—3
		総合評価方式の評価項目を追加（全工事対象） 適用期間：当該工種で工事成績通知月から1年間減点 事故減点の場合は，原則除外 ・工事成績65点未満の場合は，当該工種の評価点を減点 ・WTO 案件は，ヒアリングし減点の適用判断を実施	
	その他	総合評価方式の評価点及び配点の見直し ・工事成績，事故及び不誠実な行為，優良技術者表彰，技術提案（施工計画）等	
(3) 高度技術提案型総合評価方式の拡大		高度技術提案型総合評価方式の手続き通達（H18.4.18）	
(4) 中立かつ公正な審査の確保 ・技術提案審査は，地整内審査体制を確保		総合評価小委員会等で品確技術者制度を活用しつつ，全件審査体制を整備し実施	
(5) 調査・設計業務の適切な実施 ・調査・設計の総合評価方式も，対象業務の拡大		コンサルタントの中立・独立性確保 ・設計業務成果（構造物等対象）を閲覧可能な制度の試行 その他 ・三者協議会の設置による適切な事業執行 ・低入札調査を継続実施し調査・設計における品質を確保	
(6) 国土交通省による発注者の支援 ・発注関係事務への対応		地方自治体向け簡易工事成績評定要領及び工事成績DB 化の普及	
		総合評価方式の技術審査評価等に関する技術者制度を創設（相互認証システムの構築）	
		地方自治体職員の関東地整局主催研修・講習等への参加	
(7) 補助事業等における公共工事の品質確保について ・総合評価方式の実施等の費用は，測試費支弁可能 ・補助金交付申請，実績報告時等に取り組み状況を確認		補助事業等における総合評価方式の普及拡大 ・補助事業等の品確法取り組みの促進通達（H18.5.16） ・（より簡易な簡易型）総合評価方式を普及	
(8) 新技術の積極的活用			
4. 著しい低価格による受注への対応 ・主に大規模工事を対象にした追加措置は遺漏のない実施			
その他		積算による対応 ・ユニットプライス型積算方式の拡大（改良・築堤護岸） As については新設工事で試行	

H17年度：一般競争入札3億円以上実施 ：総合評価方式3億円以上の全ての工事で実施（実施件数277件：約4割実施）
H18年度：一般競争入札は、2億円以上及び鋼橋・PC全て、通常指名競争入札は原則廃止（災害等除く） ：総合評価方式概ね1億円以上の全ての工事で実施、1億円未満は積極的な試行 （件数比5割超・金額比8割超目標→「平成18年4月19日官房長通達」）



別紙—2 平成18年度入札契約・総合評価方式の運用方針

1. 試行の範囲
 - ① 試行期間→18年度（1年間）の試行結果を分析し再検討を行う。
 - ② 対象工種→一般土木、鋼橋上部、PCの3工種とする（低入札が多く品質管理が重要な工種）
 - ③ 対象契約方式→一般競争入札方式とする。（2億円以上）
 - ④ 低入札工事で内訳書の純工事費が官標比率の90%以下の工事が対象

2. 当該工事入札時に適用
 - 施工体制の提出とヒアリングの実施
 - ① 低入札価格による技術提案、施工計画の妥当性、確実性の確認。
 - ② 低入札工事は施工体制の提出を求め内容を確認し評価の対象とする。
 - ◆ ヒアリングの結果で再評価を行い減点措置を行う。

◆ 減点表①②のケースに適用

落札率	下記比率で	加算点	を減点し、評価値の再計算を行う
① 評定基準価格以上	—	0%	
② 評定基準価格～70%以上	—	10%	
③ 70%未満～80%以上	—	30%	
④ 80%未満	—	50%	

※減点後の加算点は0点とする。（技術評価点が100点以下（マイナス）は無し

※ヒアリングの結果によっては、左記の再計算によらず、加算点を0点とすることもある。

3. 低入札工事の施工中は他工事入札時に適用

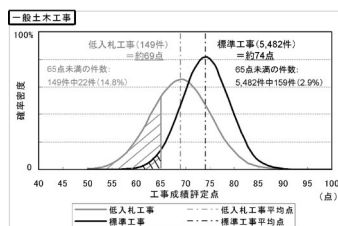
- ① 上記2.に該当した施工中の業者で、再度低入札で「上記1～②～④」に対象となった業者。
- ② 上記減点表の加算点に「—20%減」を重複加算する。

別紙—3 平成18年度総合評価方式における低入札対策の方針（試行）

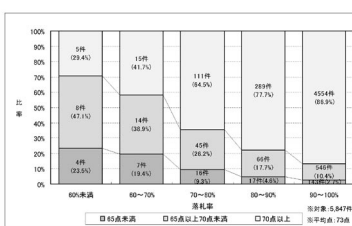
- ・低入札工事は、標準工事に比べ、平均工事成績評定点が低くなる傾向にある【左図】。
- ・また、落札率が低くなるほど工事成績評定点65点未満の工事の割合が増大し、70点以上の工事の割合が減少する【右図】。

※落札率が異なると、工事成績評定点には統計的に有意な差が生じることを確認

◇ 工事成績評定の分布状況（標準工事と低入札工事比較）



◇ 落札率別の工事成績評定点の件数割合



平成18年度に完成した国土交通省直轄土木工事（港湾・空港工事を除く）のうち一般土木対象

別紙—4 国土交通省における低入札工事と工事成績評定点の関係



おわりに

前述のとおり低入札工事は、公共工事の品質確保に支障を及ぼしかねないだけでなく、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるものであり、国民の安心・安全の確保や建設業の健全な発展を阻害するものと懸念

しています。低入札工事でも結果的に十分な品質を確保できた工事もありますが、低入札工事とそれ以外の工事（標準工事）との工事成績を比較した国土交通省直轄工事の実績では、低入札工事の工事成績平均点が低い傾向となっています（別紙—4参照）。言い換えれば、「安かろう悪かろう」の工事が多く「安かろう良かろう」の工事は少ない傾向となっています。

公共工事の品質確保は、「価格と品質が総合的に優れた内容の契約」がなされることにより確保されることが重要ですが、特に低入札工事の場合は厳正な監督・検査等による品質確保が必要不可欠となります。

国土交通省直轄工事において、平成17年度の低入札工事件数が過去最多となったことや、とりわけ大規模工事における低入札工事の発生状況を踏まえれば、本省通達および「実験計画」の公表および実施は、発注者としてのこれらの現状を看過できない状況であるとの強い懸念の現れと言えます。

関東地方整備局は、「実験計画」における具体的対応策を、諸準備が整ったものから逐次実施に移行していますが、社会状況の変化を踏まえつつ、対策効果を把握し今後ともその動向に注視していくものです。

なお、今後の低入札工事発生状況に応じて、さらなる追加対策を検討・実施

することもあり得ますが、まずは、発注者、受注者双方が公共工事の品質確保を妨げる懸念がある現状を、払拭できるように認識を新たにしていかなければならないと思います。

おわりに、各地方整備局等が独自に取り組むべき施策として「各地方整備局等の実験計画」を策定し、鋭意試行を開始していることを記して本報告の結びとします。